

國學院大學學術情報リポジトリ

明治十九年、皇典講究所の官費を請願

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 秋元, 信英 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/00002027 |

明治十九年、皇典講究所の官費を請願

秋元 信英

要旨

有栖川宮幟仁親王殿下は、皇典講究所が官立に定立されるのを希望した。それに間接的につながる地方的な活動がある。岐阜県立歴史資料館が所蔵する明治期行政資料の書類綴のなかには、皇典講究所を官立に移行させる願書が二点ある。明治十七年、十九年の書類である。とりわけて後者は、九州地方の皇典講究分所が連合して、岐阜県庁に願っている。ここでは、この書類二点について初歩的な考察を施したい。

キーワード

皇典講究所、教育令、有栖川宮幟仁親王殿下

はしがき

皇典講究所が創設され、有栖川宮幟仁親王殿下が官立への移行を希望された周辺の地方的活動をめぐる史料二点について考察したい。いずれも地方官庁・岐阜県において処理された手順が判然しないものの、従来に報告されない新しい史料であるのには間違いがない。詳細な考察には前進できないのであるが、新知見として報告したい。

一 明治十七年の請願

昭和四十五年刊の『國學院大學八十五年史』は、明治十五年に皇典講究所の創立を叙述して、官立に移行するように建言があつたのを紹介している(四一頁)。この史料については前後の事情が判然としないで、筆者も不明であり、教導職の廃止に言及しているので、さしあたり明治十七年に推定した。この文書の一本が岐阜県立歴史資料館が所蔵する『明治十七年分、庶務部、

社寺、神官、僧侶、祭典、葬儀、陵墓』に所収されている。すなわち岐阜県庁明治期行政文書綴である。

この書類は、明治十五年に創立された皇典講究所を官立に変更するように建言している。複雑な議論をしているわけではない。文章は、わかりやすい。特殊な語彙は見当らない。それでも、慎重に考察を施したい。

この文書は宛名、年記、発信者名を欠いている。それ故に外形上の書類としては未完成である。けれども、県庁事務書類綴に編成されているのであるから、何かの事情により県庁が公文書として受理したのは間違いはない。

内容は皇典講究所が古典を研究し、兼ねて神官を養成し試験と実施すると言う。皇典講究所は荒唐無稽な布教をする宗教団体とは違うと言う。教導職制度が廃止されたので、祭祀を厳修する神官と善男善女に布教する宗教家とは区別できると言う。それ故に、神官も方向を間違えない。自由民権運動に対しても言及している。それ故に官立に移行させる意義を強調している。

この時期の神道ないしは神官をめぐる確実な理解であると思う。文章には起草者の個人的な感情が希薄で、冷静な配慮が認められる。

すると、この趣旨は、総裁宮殿下が明治十七年十一月、上京中の知事を招き、援助を要請せられた。ついで明治十八年六月には宮中に官立の御裁可を奏請せられた。この事実と合致している。この書類は、総裁宮殿下の希望そのものではないのか。そうであつても自由民権運動に言及しているのが、総裁宮殿下の「御示書」および明治十八年六月二十八日付奏請には存在しない世俗的な趣旨である（四四頁）。しかも、この書類は「一層地方施治の一助」と言うのであり、「御詮議」と言うのであるから、臣下の立場であり地方官が宛所である蓋然性を認めたい。これを要するに、この書類は総裁宮殿下の下命をうけた書類ではないと思う。したが、総裁宮殿下の活動をよく知る神官が地方官庁に対して、皇典講究所の意義を強調して官立に移管への支援を希望した書面にならう。

〔第一史料（前者と云う）〕

明治十五年皇典講究所設立、各府県ニ於テモ分所ヲ置キ、専ラ皇典講究ニ従事シ、兼テ神官試験之事ヲモ取扱候処、元來同所之儀ハ宗教外ニ成立候者ニ付、荒唐無稽ノ説ヲ省キ国民ノ義務ヲ勸誘シ、神官等祭教混淆ノ弊ヲ改メ、且今般神道教導職被廢候へ共、方向ニ迷ハサル等實際得便宜、加之陰ニ政党ノ氣勢ヲ殺キ、幾分欺得好都合候ニ付、特別御保護ヲ以テ該所官立之御取扱ニ相成候ハ、一層地方施治之一助ト可相成被存候間、何分之御詮議相成度、此段及建言候也

明治十七年 月 日

二 明治十九年の請願

『國學院大學八十五年史』第一篇の第二章―五は、明治十八年十一月に松野英雄幹事が総裁宮殿下の令旨を奉じて、西日本の府県を巡歴したのを略述している（四八頁）。第三章―一は、この時期の各地に設置された皇典講究

所の分所について略述していて、九州では大分県分所の活動が活発であつたと言及している（五七頁）。そして明治十九年一月二十四日、総裁宮殿下は薨去された（四八頁）。こうした事態の推移に連動したと観察できる史料が、ここに紹介できる。

ここに紹介し考察するのは、明治十九年三月に皇典講究所鹿児島分所詰委員たちが連署して、宛所に岐阜県知事・小崎利準を明記して請願した書類である。出典は、岐阜県立歴史資料館が所蔵する岐阜県明治期行政事務文書のうちの『明治十九年分、庶務部、神官・僧侶・祭典・葬儀・陵墓、完』（請求記号。三・二八―九―一）。料紙は無銘、縦十行野紙、四丁。墨書。十七字―二十一字詰。一筆。書体は、やや略体。丁寧な楷書とは言い難い。その内的特質をめぐり、以下に時期・署名と地理・手続・制度・思想と動機・分所の活動に区分して考察を施したい。

〔時期〕 この書類は、明治十九年一月二十四日、総裁宮殿下が薨去せられた（前述、四八頁）のを深刻に受けとめた結果であろう。内容から判定して第一史料に連結しない。

〔署名と地理〕 この書類に署名したのは、島津珪彦その他。合計二十名。全員が印鑑をすえている。旧来の位署式では、日下の署名が下級で左の奥が上級になる。文中の文言からも、島津珪彦が代表者であり、彼が同志を募つたと判定できる。いずれも皇典講究所の分所詰委員。鹿児島分所詰が九名。大分県二名。佐賀県二名。熊本県二名。長崎県一名。福岡県三名。したが、神官たちの合議が、この書類に結集したのであつた。もっとも、九州地方の全部ではなく、宮崎県が含まれていない。

〔手続〕 ①本書が、どのような手続により岐阜県庁にとどけられたのかは、不明。官庁資料によくみられる受理した職員印鑑、月日、決済の識印や処理を命じた書込の類が、一切に付属していない。この書類の第一紙、右の袖には認印が二個すえてある。上に小崎、下が白洲と読める。すなわち明治

十七年四月改訂版の『岐阜県官員録』(佐々木秋夫刊)によれば(一頁)、県令の小崎利準、書記官の白洲退蔵である。この認印は閲覧したと言う程度の制度上の意味であろうか。決済印と言う職制でない。

②九州地方の神職たちが結束したのであれば、東京の皇典講究所に申請して、皇典講究所本体が内務省に陳情する手法もありえた。総裁官親王殿下が薨去された当時においては、そうした地方の分所から提案して本体の活動を能動的に推進する手法は、慎重になったのか。それ故に、九州地方の有志が地方分所の連絡を活発にした結果であつたらうか。

③この書類は岐阜県のみ宛てて提案されたのではなく(仮説)、別の地方に対しても申請されたのであろう。県庁行政文書綴を丹念に調査すれば、同様な事例を検出できる。その場合には、具体的な手続きが判明するのに期待したい。文中に「其筋へ建議」を期待しているのであるから、岐阜県のみに対して内務省に運動するように希望するのは、不自然であらう。

〔制度〕 制度史から判定すれば、この書類(第二の史料)に対しては二つに整理して考察できる。

第一。①本書の眼目は、財源の確保に所在する。官費である。それは、直ちに官立学校を意味しているとは限らない。教職員の人件費のみが官費であるのか。図書費や施設営繕費の類を官費支出であるのか判然しない。教職員が官吏であるのか、人件費の一部分が官費支出の程度であるのか、一種の補助金である。本書が言う官費の支出とは何か。本書は、それを制度上では、どのように希望しているのか判然しない。

②各地の分所には、地方税からの支出を希望している。特定な地方県について請願しているのではない。それゆえに、この書類は岐阜県に提出している。岐阜県に特有な教育上の事情に一切に言及していない。岐阜県では、学制―教育令期には中学と師範学校が同居している華陽学校が出発して、後に分離自立して行く。したがって、この場合も、教職員を県立中学と同じ程度に公職として処遇するのか、判然しない。要するに、この請願は財源のみ

に集中した発想にある。

③地方分所の財源については、昭和五十四年に刊行した『國學院大學八十五年史』―史料篇―が、大分県分所の記事を所収していて、県内郡長の同意により各戸長にあて明治十六年より十年を期して毎戸一錢の義納が勧奨されたと言う(八七頁)。小学校の民費負担に似た手順である。厳密には租税ではない。こうした地方的手法が、この書類の起草者たちには、参照されて制度上の地方財源として提唱されたのか。

第二。①教育史学の観点が必要になる。文中では、学校が整備されている現状に言及している。それ故に、教育制度を視野にして、この書類は立ち上がった。この時期は明治十二(一八七九)年教育令の末期、学校令の初期に該当する。これより以前、明治五(一八七二)年、学制の時期は小学校が出発したものの、各地の中学校は変則の段階であつた。変則中学では、新式な世界地理や数学、理科、英語の学習と従来にあつた漢学の学習が同居していた。教育令の時期は、中学の整備が本格的に前進した。東京高等女学校は、これにより中学校として位置づけられた。中学では教科制度が確立していて、教科書が従属している。本居春庭『詞の八衢』は、依然として正則の国語教科書として使用された。生徒は新式な小学校の卒業生であつた。そして、明治十九(一八八六)年には学校令が発展する。師範学校令により高等師範学校が成立した。これは、後年に東京高等師範学校と改称される。各地に師範学校が確立するのは、この時期である。

②明治二十三年の國學院の教程から判定して、文部省の所管に属しているものの、言わば各種学校であり正則の中学校、高等中学ないし師範学校ではなかった。しかも中学卒業が入学の条件ではなかった。

③昭和四十七年に刊行された『学制百年史』第一編、第二章によれば、明治十八年―十九年の時期には、近代内閣制度が発発して、教育令が学校令に発展した。森有礼文部大臣の時期である(二六七頁)。行政官庁が所管していた高等教育機関は、文部省に集中し始める。帝国大学令は、明治十九年三

月二日である(三六三頁)。一二の事例をあげれば、明治十七(一八八四)年、東京商業学校は農商務省の所管であった。翌年の明治十八(一八八五)年に文部省の直轄となった。この際には、外務省所管の外国語学校を分解して吸収した。工部大学校は明治十八年に工部省の廃官により文部省に移管されている。本書が言う官費とは、こうした官立の高等教育を想定しているのだろうか。そうであれば、内務省所管の高等教育機関への志向を意味している。そうなのか。

④本書が希望しているのは、財源に官費の支出であるものの、制度上では皇典講究所において国学を学習して、それが基礎になって官立学校へ進学する教程を作り、強制力をもたせるように言う。言うまでもなく、皇典講究所は内務省が所管していて、そこから文部省が所管する高等教育に接続するのは、至難である。

「思想・動機」①この明治十九年の書類(ここでは、後者と言う)には用字「国」が、少なくとも十三例を検出できる。第一行は「国典ヲ講明シ国体ヲ弁フヘキ」と言う。明らかに有栖川宮職仁親王の告諭にある「国体ヲ講明シ、以テ立国ノ基礎ヲ」云々とあるのを基礎にしている。この起草者は、皇典講究所が創立した際の感動を保持している。それは間違いない。

そうであっても、用語「神道」は一事例もない。これは、前述した明治十七年の書類(ここでは、前者と言う)とは著しく違う。こうした用字、用語の違いは、同じように皇典講究所の振興を企図していても、基礎にした着想ないしは動機の違いが反映している。再説になるものの、前者には神道の立場があった。教導職制度への関心があった。後者には、それが不在である。教導職制度は、この時点では、すでに問題にならない過去の主題であったのと言及しなかったろうか。明治十四年、皇典講究所の前史には、神道事務局生徒寮を発達させる意識があった。告諭自体には、それが直接に明記されていないにしても、その意識は持続したと推定できるのであった。

後者に貫通しているのは、「国」に関する意識にある。右に指摘したよう

に告諭には用語「国体」「立国」があり、後者に連続している。けれども、後者には、神職を養成した成果をめぐる感想が見当たらない。言うまでもなく皇典講究所は、内務省の所管に属して神官の養成が基軸であった。しかしながら、本書には、神官を養成する意義の強調が希薄である。これは、否めない。ここに、前者と後者の間には違う問題意識を認めたい。

②この明治十九年の書類は、学校の成功、不振が分かれる原因は卒業生の社会進出にあると判断している。官吏になる生徒を養成していない点に弱点を認めている。それには、学校経営の本質を自覚できていると認めたい。明治十五年の頃には、代言人の養成を目的とした私学が興起した。それらの私学は、文部省の所管に属して創業者の強烈な使命感により、洋学の立場から少数であっても優れた人材を社会に進出させて社会からの信頼を獲得したが、この書類は皇典講究所の社会的地位を飛躍させる動機が横溢している。

③しかしながら、当初の皇典講究所生徒徴募概則案の第二条は、卒業の後には必ず神官に奉事するように厳格に指定している。世俗の社会に活動するよりも、前提条件があった(三七頁)。すると、この提唱は元来の精神から社会進出をめぐる積極的と判決できる。

「分所の活動」この書類は分所の本旨である教育活動を説明していない。それであっても、「気力モ殆ト尽キ」と言う。それは、神職からの醸金に依存している現実を前提にしているのであろう。昭和五十四年に刊行した『國學院大學八十五年史』—史料篇—は、明治十年代の皇典講究所の地方分所に関する史料を収載している。それには大分県(八七頁)、福岡県(一一一頁)、佐賀県(一一三頁)、長崎県(一一四頁)の活動が散見している。その記事の大半は雑誌新聞記事であり、大社教の布教活動記事とも混淆している。ここに考察している第二史料に連結するような情報は見出だしがたい。してみれば、この第二史料は明治十年代にあらわれた地方分所の活動および問題意識を示唆している。

「第二史料（後者と云う）」

凡ソ自国ノ人タル者ハ、国典ヲ講明シテ国体ヲ弁フヘキハ固ヨリ其本分也、加フルニ方今海外各国ト交通ノ世ナレハ、尤モ先ツ自国ノ古典ヲ講シ建國ノ体ヲ明ラメオカサレハ、或ハ他国ニ対シテ恥ヲ呈スルコトアラン、今国内大中小学ノ設ケアリト雖トモ、此緊要ナル一大事件ニ至リテ欠クルコトアルハ、實ニ愛國ノ士共ニ憾ヲ抱ク処ナリ、然ルニ去ル明治十五年二月、輦轂下ニ皇典講究所ノ設アリテ、各府県ニ分所設置ノ法ヲ敷キ、国典講明ノ道ヲ開カレタリ、因テ此本分所ノ区域ヲ拡大シ、全国有為ノ子弟ハ必ス此学ヲ修メテ国体ヲ弁知セシメ、然ル後他ノ百般ノ学ニ就カシメハ、然ラント思惟セシ折カラ、同年六月、皇上ノ聖旨ヲ以テ故有栖川一品宮総裁ヲ負担セラレ、該宮ヨリ前内務卿ニハ贊襄ヲ各府県長次官ニハ協賛ヲ委託セラレ、珎彦等ニモ委員ヲ命セラレタリ、珎彦等従来ノ素志ヲ達スルノ時來レリト奮ヒ、各自所在地ノ協賛ニ謀リ、該分所ノ創立及ヒ永資ノ募集等、百方尽力スルコト已ニ五年、然ルニ未タ成功ヲ見ルノ能ハサルノミナラス、氣力モ殆ント尽キントスルニ至レリ、如此キ事情ハ閣下ニ於テモ實地ニ試ミテ熟知セラレシナラン、如此美拳ノ端緒開ケテ如此拡張ニ苦シムハ、抑如何ナル理由ナルカ、此事ニ従フ者尽力ノ足ラサル故カ、決シテ然ラシ、此レ畢竟資金ノ出ツル処ナキト、此学ヲ卒業セシ者ヲ採用ノ道ナキニ因レリト思ヘリ、仍テ願クハ閣下故総裁殿下ノ厚意ヲ空シクセス、前陳ノ理由ヲ推恕シ玉ヒテ、各県協賛諸君ニ協議セラレ、本所費ハ国庫ヨリ、分所費ハ地方税ヨリ出シテ、大ニ此本分所ヲ拡張シ、盛ニ子弟ヲ教育シ、此学卒業シテ、国体ヲ弁ヘタル者ニ非ラサレバ他ノ学ニ入ルコトヲ許サス、官吏ハ成ヘク其順序ヲ踏シ者ヨリ採ルト言ノ法ヲ立ラレンコトヲ、其筋ニ建議シ玉ハンコトヲ、珎彦等懇望ノ至リニ堪ヘス、仍テ今回九州各県ノ委員共ニ鹿児島県分所ニ会合シテ熱心熟議ヲ遂ケ、蕪辭ヲ草シテ、以テ奉呈ス、閣下幸ニ仮初ノ所為ト見做シ給ハス、嘉納決行スル所アレ、謹言

明治十九年三月一日

皇典講究所委員大分県分所誌

| | | | |
|---|---------|---|-------------|
| 同 | 泥谷則吉 | ○ | （印文省略、以下同断） |
| 同 | 糸永茂昌 | □ | |
| 同 | 佐賀県分所誌 | | |
| 同 | 宇都宮泰玄 | ○ | |
| 同 | 石川真澄 | □ | |
| 同 | 熊本県分所誌 | | |
| 同 | 中尾五百樹 | □ | |
| 同 | 宮川千尋 | ○ | |
| 同 | 阿蘇惟孝 | □ | |
| 同 | 長崎県分所誌 | | |
| 同 | 立花照夫 | □ | |
| 同 | 福岡県分所誌 | | |
| 同 | 檉 秀胤 | ○ | |
| 同 | 関 秀磨 | ○ | |
| 同 | 魚住明善 | □ | |
| 同 | 鹿児島県分所誌 | | |
| 同 | 菅田 貢 | ○ | |
| 同 | 井上千春 | ○ | |
| 同 | 染川春種 | ○ | |
| 同 | 瀬川 礫 | ○ | |
| 同 | 井上祐文 | ○ | |
| 同 | 本田穂積 | ○ | |
| 同 | 三雲四月若磨 | ○ | |
| 同 | 福岡秀連 | ○ | |
| 同 | 鳥津珎彦 | ○ | |

岐阜県令小崎利準殿

おわりに

岐阜県庁明治期行政文書綴のなかより皇典講究所関係史料二点について考察を施した。その結果は、従来に知られない内容であった。そのいずれもが、初代総裁宮殿下の官立への移行を希望された趣旨にそうものであった。前者は、とりわけて、その趣旨にそっている。後者は官費の支出を希望するばかりか、官立の学校に進学する際の条件に皇典講究所の学業を条件に追加するように提言している。後者は具体的な制度を説明していないので、不詳の域を出ない要素を有するものの、前者とは違う要素が含まれる。

この書類二点は、皇典講究所の内部史料ではない。それ故に、直接に学校史の史料にはならない。それでも、初代総裁宮殿下の活動をめぐり、新たな関係史料として追加できる。

そればかりではない。周知のように、明治二十一年十二月、山田顕義は皇典講究所を改正する趣意書を配布、演説した。これが文部省の監督をうける私立学校である國學院を新設する構想であった。したがい、ここに考察した史料二点は、明治十五年に皇典講究所が発して、明治二十三年に國學院が開学する中間の時期に位置付けられる。